

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する平成23年度（判）第17号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、金融商品取引法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金233万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成23年12月12日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法178条1項16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成23年10月11日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別 紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法178条1項各号に掲げる事実

被審人は、平成21年1月14日ころ、東京都港区東新橋二丁目14番1号に本店を置き、インターネット等のネットワークを利用した広告媒体の購入、販売、斡旋等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されていた(平成21年7月27日上場廃止)株式会社サイバー・コミュニケーションズ(以下「サイバー・コミュニケーションズ」という。)の社員であったBから、同社の役員であったCが同社と株式会社電通(以下「電通」という。)との間の機密保持契約の締結の交渉に関し知り、その後、Bがその職務に関し知った、電通の業務執行を決定する機関が、サイバー・コミュニケーションズの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成21年2月2日より前の同年1月15日から同月26日までの間、D証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、サイバー・コミュニケーションズの株式合計95株を買付価額合計167万5140円で買い付けたものである。

2 法令の適用

金融商品取引法175条2項2号、167条3項、1項5号、4号、2項、176条2項

3 課徴金の計算の基礎

(1) 金融商品取引法175条2項2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付けの実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(42,250円×95株)

－ (17,270円×3株+17,280円×1株+17,300円×10株+17,320円×3株
+17,380円×11株+17,390円×7株+17,400円×2株+17,440円×7株
+17,450円×6株+17,880円×20株+17,960円×25株)

=2,338,610円

(2) 金融商品取引法176条2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、2,330,000円となる。